

京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代（思春期・若年成人）がん患者等が、原疾患治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持って治療に取り組むことが出来るよう、京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業を実施

◆助成対象となるための条件【生殖機能温存療法】

- (1) 申請日時点において京都府内に住所を有し、生殖機能温存療法実施日における年齢が性別問わず43歳未満の者
- (2) 原疾患又は原疾患の治療内容が次のいずれかに該当し、生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師が、生殖機能温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容される者（ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。）。
 - ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の生殖機能低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
 - ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
 - エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- (3) 原疾患の治療前であること（原疾患の治療前に行うことを基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合は対象とする。）。
- (4) 京都府が指定する医療機関において生殖機能温存療法を受けた者

◆京都府が指定する医療機関

京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、足立病院、田村秀子産婦人科医院

※他都道府県の医療機関については、医療機関が所在する都道府県の指定を受けている施設であれば、京都府が指定した医療機関とみなす